

令和7年9月 定例教育委員会 議事録

日 時	令和7年9月29日（月） 開会 17時30分 閉会 18時27分		
場 所	教育委員会室		
出席者	教 育 長	寺岡 悌二	
	教育委員	福島 知克（教育長職務代理者）（議事録署名委員）	
	教育委員	山本 隆正	
	教育委員	新谷 なをみ	
	教育委員	松浦 倫	
	教育委員	田中 淳子	
事務局職員	教育部長	矢野 義知	
	教育部次長兼教育政策課長	森本 悦子	
	学校教育課長	宮川 久寿	
	社会教育課長	津川 文隆	
	図書館共創交流局参事兼図書館長	西澤 和江	
	教育政策課参事	時松 哲也	
	学校教育課参事	藤内 護	
	学校教育課参事兼教育相談センター所長	藤原 良浩	
	学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）	種村 由加	
	教育政策課課長補佐兼教育政策係長	加藤 雄海	
	教育政策課	佐藤 元昭	
	傍 聴 人	0名	
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名について 第2 別府市教育部事務分掌規則の一部改正について【議第37号】 第3 教育委員会議決事項の一部変更について【議第38号】 第4 最高教育A I 責任者等設置要綱の制定について【議第39号】 第5 最高教育A I 責任者補佐官の委嘱について【議第40号】 第6 令和7年度「21世紀を担う別府っ子表彰」被表彰者の選考について【議第41号】		
報 告 事 項	令和7年第3回市議会定例会について【報告第7号】		
そ の 他	10月定例教育委員会の開催日程について		

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和7年9月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は福島委員にお願いいたします。

-
- ◎ 別府市教育部事務分掌規則の一部改正について
 - ◎ 最高教育A I 責任者等設置要綱の制定について
 - ◎ 最高教育A I 責任者補佐官の委嘱について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第37号 別府市教育部事務分掌規則の一部改正について、議事日程第4、議第39号 最高教育A I 責任者等設置要綱の制定について、議事日程第5、議第40号 最高教育A I 責任者補佐官の委嘱についての3議案は、関連した議案になりますので一括して事務局から説明いたします。

教育政策課参事 議第37号及び議第39号、議第40号につきましては、最高教育A I 責任者等の設置に係るもので、規定により議決を求めるものとなります。それぞれ関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

まず、議第39号から説明いたします。12ページをご覧ください。先般の総合教育会議での提言と協議を踏まえ、最高教育A I 責任者を設置することに伴い、要綱を制定しようとするものです。

13ページをご覧ください。第1条では教育D X推進を加速化するために、最高教育A I 責任者等を置くことを目的としております。第2条では、教育委員会が市長を信任することと、市長の職務権限が教育委員会での権限分配規定を超えないことを確認する内容となっています。14ページをご覧ください。第4条から、最高教育A I 責任者を専門的な立場から補佐する最高教育A I 責任者補佐官の委嘱等について定めております。

戻りますが、議案の2ページ、3ページをご覧ください。議第37号につきましては、ただいま説明しました議第39号 最高教育A I 責任者等設置要綱の制定に合わせて、教育部各課が教育D Xに関する事務を所掌するよう、別府市教育部事務分掌規則の一部を改正しようとするものです。

4ページから8ページは対照表となっておりますので、併せてご確認ください。

次に16ページ、17ページをご覧ください。議第40号につきましては、最高教育A I 責任者補佐官に、別府市総合政策アドバイザーの陳内裕樹氏を

委嘱したいと考えております。陳内裕樹氏は、東京都立大学の客員教授、内閣府クールジャパンプロデューサー、総務省DXアドバイザーを歴任され、多くの自治体等のアドバイザーを務めておられます。教育DXに詳しく、別府市総合政策アドバイザーとして本市への関わりも深いため、本市の最高教育AI責任者を補佐する上で適任と考えています。以上、議第37号、39号、40号の3議案を一括してご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま教育政策課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 先日の総合教育会議での内容を踏まえてのことだと思います。それこそ陳内さんからの提案があったと思います。市長が就くのが一番スムーズに行くのではないかなという話も伺いました。この実務として、補佐官のほうが進むのかなと思いますが、具体的にどういうふうなことが年次計画といえますか、業務として発生するのかなというのと、それから差し支えなければ、補佐官には謝礼が出るということですので、どのぐらいの相場感であるのかということをお教えください。

教育政策課参事 補佐官についてですけども、これからという形になりますので、まだ年次計画など明確なものが定まっているわけではありません。ただ法務DXや、本市の教育課題でもありますけど、学校に行きづらさを感じている児童生徒の学習支援等について、全国に様々な事例、知見をお持ちですので、全国の先行事例とか、優れた事例等を紹介してもらって、それを別府市の実情にも合わせながらどう具現化していくのか、という方策などについてもアドバイスをいただけるといいなというふうに考えております。そのようなアドバイスも今後協議の中で、またCAIOの市長の方からもそのようなオーダーが増えていくものと考えているところでございます。それと、一応要綱の中に交通費や謝礼等を出せるようにしているところではございますが、現在ご提案しているというものが別府市政策アドバイザーの陳内様ですので、旅費等を受け取らないという表現をされていることもあって、今のところどなたにいくらというところについては、まだ明確には定まっていないというところでございます。

寺岡教育長 その他よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第37号、議第39号、議第40号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第37号、議第39号、議第40号は議決することに決定いたしました。

◎ 教育委員会議決事項の一部変更について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第38号 教育委員会議決事項の一部変更について提案しますので、事務局から説明いたします。

学校教育課長 それでは9ページをお開きください。議第38号につきましては、別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正についてとなります。令和6年3月29日に議決された「議第14号 別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正について」の議決事項の一部変更につきまして、規定により議決を求めるものでございます。

10ページをご覧ください。内容につきましては、附則の2にございまして、「令和6年度に行われた大学に在学する者に係る奨学生の決定は、この規則による改正後の第2条第1号の規定により行われたものとみなす。」

「3 令和6年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに行われた別府市奨学金に関する条例第11条第2項の規定による奨学金返還の免除は、この規則による改正後の第9条に規定する基準により行われたものとみなす。」とございます。このとおり、令和6年度の申請からみなし認定をすることとしております。以上、別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正についてお諮りいたします。よろしく願いいたします。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 これはかみ砕いて言うとなどのような改正になるのでしょうか。

学校教育課長 具体的に少しお話をさせていただきますと、実は先程申しましたとおり、令和6年3月29日に定例教育委員会で議決をいただいております。その後、令和6年度から告示をするような形にしておりました。内容としましては、別府市内で就職した場合、奨学金の返還を免除するというような形で、この場で議決をしていただいております。その告示がちょっと様々な事情からできていなかったということが分かりました。ただ、令和6年度中は告示ができていなかったんですけれども、返還免除を適用して運用していった経緯がございます。ですから、今現在令和7年度ですけれども令和6年度から返還免除をするみなし認定という形でいこうというふうに考えているところでございます。

寺岡教育長 対象になる大学生は特に問題はなかったということですか。

学校教育課長 対象になるのは大学生になっておりまして、特段問題なく今に至っております。

福島委員 免除する人は何人ぐらいいるのですか。

学校教育課長 手元に資料がないのですが、一桁人数です。年間の上限が5名ほどだったのでそこまではいないと思います。

福島委員 金額はどのくらいですか。

学校教育課長 1人ひと月に4万円です。

山本委員 これは保育士としての勤務ということで挙げたと思うんです。それが令和6年度からは保育士に限定せずに、保育士にならなくても別府市内で働けばこれを認める、というところが十分に伝達されてなかったということですか。

学校教育課長 はい、そうです。

山本委員 その前の人たちは保育士にならなくて返還した人もいるわけですね。

学校教育課長 はい、おります。

山本委員 現状でも別府市内ではない、例えば大分市に勤務しました、となると、返還しないといけなくなるという解釈でよろしいんですか。

学校教育課長 はい。

山本委員 大学に行った人もいますということなので、それは大学を卒業してから別府市に勤めればよいということですか。

学校教育課長 はい。

寺岡教育長 人口定着を狙っているということです。その他よろしいですか。

松浦委員 こちらの募集は、毎年されているのですか。

学校教育課長 はい。公募という形で行っております。

松浦委員 どのように申し込みをして受給まで、これは受給になるのですか。給付金という形ですか。

学校教育課長 貸付金という形になります。

松浦委員 貸付で何年間か別府市で働いたらそれが免除、返さなくていいという免除の奨学金、貸与ということですか。

学校教育課長 最終的には贈与です。

松浦委員 毎年かなりの数の申し込みがあるのですか。

学校教育課長 10名前後の申請があります。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第38号は原案に対し議決することにご

異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 38 号は議決することに決定いたしました。

◎ 令和 7 年度「21 世紀を担う別府っ子表彰」被表彰者の選考について

寺岡教育長 次に議事日程第 6、議第 41 号 令和 7 年度「21 世紀を担う別府っ子表彰」表彰者の選考について提案しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 それでは 18 ページをお願いいたします。議第 41 号につきましては規定により議決を求めるものでございます。

続きまして 20 ページをご覧ください。「21 世紀を担う別府っ子表彰」の顕彰要項を掲載しております。要項の 1. 趣旨にありますように、地域活動やボランティア活動などに積極的に取り組んでいる青少年や青少年の育成に貢献している指導者、あるいは団体を発見して顕彰し、その功績を称え、激励するとともに、今後の青少年健全育成の振興に資するものとしております。項番 4 の表彰基準に基づきまして、項番 6 にございます各団体から推薦された個人団体について、本教育委員会で選考の決定をお願いするものでございます。

少し戻りますが 19 ページをご覧ください。今年度の推薦の状況です。青少年の部では、個人 1 名、団体 1 団体、指導者の部では、個人 2 名、団体 1 団体、被表彰者の総計は個人 3 名、団体 2 団体となっております。21 ページに被表彰者及び推薦者一覧、22 ページから 24 ページまではそれぞれの活動の概要を掲載しております。

それでは今回推薦されました方々の活動概要について簡単に説明させていただきます。22 ページ、青少年の部個人 1 名についてです。阿部みことさん。別府市子ども会育成会連合会のジュニアリーダースクラブに令和 2 年 4 月に入会し、クラブ研修や地域行事に参加、また市子連・県子連はじめ、県教育委員会、市教育委員会などの各種事業に積極的に協力するとともに、市子連ジュニアリーダーとしての自覚を持ち、自己研鑽に努めておられます。クラブの発展及び各種行事に対する取組は他の会員の模範であり、後輩会員の指導助言に努め、会員からも信頼されておられるということでございます。

続きまして青少年の部団体 1 団体です。大分県立別府翔青高等学校書道部です。翔青高校の創立以来、地域の消防署や市役所などの各種イベントに積極的に参加し、地域の方に書道の魅力を発信しており、日々の練習に真摯に取り組んでおられます。翔青高校を代表する文化部の一つとして地域との交流活動を継続的に実施されておられます。

続きまして 23 ページになります。指導者の部は個人の 2 名です。1 人目の小川裕紀さん。平成 28 年度より別府市単位子ども会の育成者・指導者として、地区・校区・子ども会の各種事業の企画や運営スタッフとして参

画し、令和元年度からは別府市子ども会育成会連合会の役員、令和元年度からは理事、令和3年度から常任理事として、市子連の各種事業の企画や運営スタッフに携わり、青少年の健全育成に長年にわたり尽力していただいております。2人目の渡邊彰さんです。亀川中央町2区自治会長、亀川地区交通安全分会長、亀川校区青少年育成協議会副会長を歴任し、亀川地区社会福祉協議会、北部ひとまもりまちまもり協議会などにも参加するなど、長年にわたり亀川地域のまちまもりに携わっておられます。また、こども食堂「ともしび」やフードバンク「彩鳥（いろどり）」の立ち上げ支援も行っておられ、亀川のまちに賑わいを作りたいと考え、学生の思いと地域のニーズとを結ぶことに尽力されておられます。

最後に24ページ、指導者の団体1団体です。春木川おやじクラブ、こちらは、春木川小学校の児童たちのためにプール清掃、愛校作業、グラウンド整備のための土入れ、運動会準備などのボランティア活動を行っておられます。また春木川清掃活動にも積極的に参加されておられます。当小学校に通う子どもたちが楽しめる企画として、1年生と保護者の学校探検イベントの企画、秋まつりでの希望する6年生を対象にしたおみこしやバーベキューの企画・運営、全校児童と園児を対象とした餅つきなどの実施などに関わっておられます。

以上がご推薦をいただいております被表彰候補者の活動概要でございます。25ページに表彰式の実施要領を掲載しております。今年度の表彰式ですが、11月26日水曜日16時から市役所1階レセプションホールで開催予定となっております。実施要領につきましてはご一読ください。以上が令和7年度「21世紀を担う別府っ子表彰」被表彰者の選考についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 私の記憶が曖昧なのですが、私が表彰式に出させていただいたときは、結構たくさんの人たちが表彰式に来ていました。私は自分の学校の生徒とか、PTAの方とか地域の方とか、いろいろしてくださる方はこれに表彰してもらいたいと毎年出していたのですが、年々すごく数が減ってきているので確認なのですが、この文書は、学校の校長先生のところというか学校に送るんですよね。それ以外のところには送らないのですか。

社会教育課長 各種団体等に送らせていただきますし、青少年育成会議のほうにも送らせていただきます。やはり数のほうも少なくなっておりますので、考えられる団体については送らせていただいているところでございます。

新谷委員 学校に読み聞かせに来てくれている人たちとか、結構学校の中でボランティアの人たちがたくさん来てくれていたりとか、学校の近くの道の掃除をしてくれたりとか、そういう人はたくさんいるんですね。別に表彰してもらいたいからしているんじゃないんですが、そういう学校の陰の応援者といえますか、そういう方をやっぱり表彰して差し上げることが、こんなにたくさんの方が学校を応援してくれるよ、というふうには生徒にも話ができますし、その方々も、表彰していただくとやってよかったなという気持ち

になる方がたくさんいました。読み聞かせの方とか、普通にやっていたんですけども、こうやって表彰していただいてすごく嬉しかったということ
を毎年言われたので、できればもっと学校から挙がってこないかなと私は
去年も思ったのですが、みんなあまり気が付かないかなと思っています。

社会教育課長 ご意見をいただきましたので、担当と話し合いながら、より推薦の数が多
くなるようにまた検討はしてみたいと思います。

新 谷 委 員 社会教育課が何とかではなくて、これをもらった学校側の問題かなと私は
思っています。だから校長会や教頭会などで、ぜひ小さいことでもいいの
で、頑張っている人とか学校の運営をしてくれる人はこれに出してもらえ
るといいなと私は思っています。

社会教育課長 ありがとうございます。

寺岡教育長 表彰の対象及び表彰基準が3年経過する場合は10年経過したら推薦可能
です。今回3名2団体というのは、やはり青少年健全育成の活動、地域活
動が活性化してないというふうにとられる可能性があるのも、そこはや
はり校長先生、あるいは各種青少年団体の方により多くの推薦をいただき
たいと思います。今の新谷委員が指摘したことは非常に大事な指摘だったと
思います。

福 島 委 員 春木川小学校おやじクラブだけがいつからやっているかということが分
かりづらいのですが、いつぐらいからですか。個人の部の方は、ひとりは
平成28年度から、ひとりは長年にわたり、と入っていますが、春木川小学
校も何か入れないといけないのではないですか。

社会教育課長 私のほうもそこまで調べていなくて申し訳ないのですが。

福 島 委 員 調べて入れておいたほうがいいのかもしいですね。

寺岡教育長 その他ございませんでしょうか。では、他に質疑等もないようございま
すので、以上で質疑を打ち切り、議第41号は原案に対し議決することに
ご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第41号は議決することに決定い
たしました。

◎ 報告事項

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第7号 令和7年第3回市議会定例会につ
いて報告します。詳細は事務局から説明いたします。この件につきまして

は、お配りした別冊資料「令和7年第3回市議会定例会資料」に教育委員会関連の質問と答弁の内容をまとめております。質問と答弁の中で、特に重要と思われるものを事務局より説明させていただきます。

※ 各担当課長より議案質疑、予算決算特別委員会及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

寺岡教育長 ただいま各課等より報告がございました。これより質疑を行います。各課長から説明があったもの以外でも結構です。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。9月2日から29日まで非常に長丁場の議会でありました。教育委員会は、17人中12名ぐらいから質問があがって、答弁に各課大変ご苦労されたわけですけど、非常に重要な指摘もたくさんありましたので、何かありましたらお願いいたします。

松浦委員 6ページの14番です。フリースクールについてお伺いしたいのですが、現在、別府市で把握できているフリースクールの数と、利用している子どもたちの数はどれくらいになりますでしょうか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 現在、教育委員会で把握しておりますフリースクールが別府市内4つございます。7月時点で定期的に通っているお子さんが12名というところまでは把握をしているところです。以上でございます。

松浦委員 その12名のお子さんというところが増えていっているがために、そういった補助金が必要であるというこの議員のお話の内容だったのでしょうか。

学校教育課長 増えていっているというのも実際はあります。ただ、別府市としましては、子どもの居場所を確保するという、その中にひとつフリースクールというものがあると考えておりまして、そこに行くにはやはりお金がかかるというところがあります。1回につき2千円とか3千円とかそれぐらいのお金がかかってくるわけですが、経済的な理由から、なかなかそういったところに通うことができない。そういったところで、子どもの居場所のひとつとして別府市としてもフリースクールも認めた上で、できる支援をしていただいて最終的には学校につなげていただければという考えから、現在補助金を家庭に出しているというところがあります。

寺岡教育長 通っている児童生徒には1人上限3万円、そして運営資金として補助金を与えるということですか。

学校教育課長 運営資金につきましても、これはもう本当にまだまだ検討していかなければいけないところではありますけれども、先程申しましたように、子どもの居場所というところから、様々な部分を今検討しているところでございます。

寺岡教育長 大分県でも別府市が先行しておりまして、日田市は去年から子どもに1万円くらいですか、支給しておりますけど、別府は非常に手厚く考えている

ところです。

山本委員 それに関連してですけれども、これはちょっと福祉的な意味合いが強いというか、小・中の義務教育の観点から見ると、このフリースクールというのは義務教育をされているというそういう範疇になるのか、要は出席として認められているのか、あくまで出席外であるのか。その辺はどういうふうな取り扱いになるのでしょうか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 文部科学省からの通知がございまして、ガイドラインがございます。そのガイドラインに適合しているところを教育委員会と学校長等で判断をして、この場合には出席として認めるというようになっております。内容としましては、例えば教育課程の一部を履修しているものとみなせるであるとか、相談体制がしっかりと完備してあるとか、保護者とフリースクールと学校が連携をしているとか、そういうところを満たしていれば出席とみなすという形で認定をしているところです。以上です。

山本委員 通知表や内申などで何日出席しました、何日欠席しましたっていうのが、数字として出てくると思うのですが、このフリースクールでそういう教育が受けられていると認められれば、出席にちゃんとカウントするということでしょうか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 指導要録上も出席という扱いになります。

山本委員 私の経験でいくと、特に高校入試なんかのときに、やはりどのぐらい欠席があるのかということで、例えば勉強ができてても全く登校してないという事実が判明すると、なかなか合格できなかったりする事実があると思うのですが、フリースクールに行っている人は、これがフリースクールなのかちゃんと通えているのかというのが進学のとときに分かるのですか。それともそれは分からずに、他の人と同じように受験できるのかどうか、その辺の方はどうなんでしょう。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** そこについては、フリースクールに行って出席になったか、なっていないかというところで入試に影響があったかということは、正直なところこちらでは明確に把握ができないです。高等学校がその出席日数を見てどのように判断するか、というところは学校判断になりますので、そこもこちらとしては明確には把握できないです。

山本委員 でもそれを見て、これがフリースクールの出席なのか、通常の授業の出席なのかということは、分かるように明示されているのですか。それとも分からないということよろしいですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 高等学校のほうには出席日数、欠席日数という形でいきますので、そこまでの細かいところは明示はしていなかったというふうに思っております。

寺岡教育長 校長裁量でいくということですね。

学校教育課参事
兼教育相談センター所長 フリースクールの出席認定については、基本的には校長が責任を持って認定するという形にはなっております。

山本委員 もうひとつよろしいですか。行っている当人たち、家族も含めて、今行っているフリースクールが、出席と認められているのか認められていないのかということは、分かって行っているのですか。それともそれは分からないのですか。

学校教育課参事
兼教育相談センター所長 そこも学校と家庭とフリースクールの連携ということになりますし、通知表にも出席日数という形で出てきますので、出席日数が増えていけば、そこは認定として家庭にもしっかりと伝わっているというようにはなっております。

山本委員 例えばフリースクールですからフリーで行ったり行かなかったり、それも1日行くときもあれば半日のときもあるのでしょうか、そういうときは、細かいですけどどういうふうに取り扱われるのでしょうか。

学校教育課参事
兼教育相談センター所長 フリースクールの形態も様々ですので、今おっしゃったように、1日朝から夕方までいられることもあれば、4時間程度過ごすというところもありますが、そこで体験活動をしたり学習活動をしたりというところでの認定でありますので、学校につきましても、1時間2時間登校しても出席、早退の扱いになりますので、出席については、どういったことをしたのか、というところを報告書等で学校長がしっかりと認識しているところです。

山本委員 私の希望的に言うと、やはりフリースクールはあくまで一時的なものであって、やはり学校に戻れるという体制がとれるのか、というのでいちばん理想ではあるのだろうなとは思っております。

福島委員 例えばの話、フリースクールに行っても、要は中学校卒業、だけしかくれないということですよ。中学校の卒業証書をくれるだけで、フリースクールに行ったかどうかということは分からない。私も分からなければ、受験する高校の先生たちも分からないんですよ、フリースクールに行くということは。だから全然分からないんですよ。中学校卒業した卒業証書があったら、どこの高校を受けてもいいんです。

山本委員 でも結構出席を見られるんですよ。高校に内申もいきますよね。

新谷委員 調査書がいきます。

学校教育課参事
兼教育相談センター所長 大分県では高等学校のほうに出席日数、欠席日数を出すようになっております。県によっては出してない、広島県などがそういうことをなくしたというのは聞いておりますけど、そこは県ごとで、また私立の高校とかで違ったりということもあります。

松浦委員 私学の立場からの発言にはなるのですが、やはり出席率が分かるんですけ

ど、中身は全くわからないです。なので、やはり高等学校に入学したときに、親御さんも何も言わない、中学校の先生からの情報もない、本人からも何もないという子どもさんが入学されるケースがあるので、やはり私学の教員が、いわゆる何か不安定だなということが急に分かってくる、というようなところが実際の現場としては起こっていますね。なので、フリースクールなのか、サテライト教育とか今いろいろあるとは思いますが、実際どのような学校に通っていたかというのは、私学の立場からしたらスムーズな連携をするために知りたい内容ではあるということですね。誰も真実がどこにあるか分からないけども、何かあったみたいだ、というところから、それもフリースクールであればフリースクールということもきちんと明記できるような、事実をもったの入学というのがいちばんいいのかなとは思いますが。

寺岡教育長 私たちの時代は、フリースクールはなかったのですが、今は家庭の中にいるよりも、とにかく居場所を作ってもらえるフリースクールに行ければ、というような状況ですので、全日制を受験せずにN校や通信制のほうに行く方もかなりいますので、先程参事が言いましたように、出席率もあまり問題にしてない都道府県もあるという方向です。ただ高校のほうは大変ですが。その他ございませんか。

田中委員 1ページの図書館のところで質問です。電子書籍なんですけど、非常に導入にお金がかかって、担保していくのに高価なものなんです。お金をかけてくれた割にはなかなか利用者が増えないという欠点があります。その辺り、学校の司書さんと連携して、子どもたちのiPadでその電子書籍をみんなパスワードで借りられるようにする計画があるのか。それから子どもたちにとって辞書はすごく重たいと思うのですが、そういう地図帳だとか英和辞典とか、そういうものを入れる計画があるのか。それから数を増やしていくと書いているのですが、電子書籍というのは何万回読んだりとか何千回読んだらそれで契約が終了したりとかいろいろあるんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

図書館共創交流局参事 まず学校との連携ですが、来年度以降に関して、その部分も考えていこうと思っております。やはり今子どもたちがiPadを持っているということがあるので、それを使っただけの電子書籍の利用も重要だと考えております。

田中委員 学校で一斉に使ったときに、電波の問題とかそういうことを考えてやらないと思うようにはいなくて、利用実数が伸びなかったということがあるので、何かiPadを効率的に使えたら、重たい辞書を持って行かなくてもいいし、何千万もかけた、何百万もかけたものが効率になるかなという感想があって聞いたんですけど、実現するように頑張ってもらいたいと思います。

図書館共創交流局参事 コンテンツの問題もございます。今、いろんな形での提供の方法があって、例えば特定の出版社の特定のシリーズについては、アクセス数を制限せずに使えるというものも近年登場したりしておりますので、そういったコン

テンツの研究も含めながら、学校との連携ということは考えていきたいと思っております。

田中委員 実際どこの会社の電子書籍を購入する予定ですか。

図書館共創交流局参事 まだちょっと具体的な会社は決定しておりません。

山本委員 図書館ですが、建物もだいぶ出来上がって今外構をやっているところですが、この質問とは全然関係ないんですけど、ロードマップというか、予定どおりにいかれているのか、今後の見通しについて改めて確認したいのでよろしくお願いします。

図書館共創交流局参事 工事の部分については、当初の予定よりは少し遅れ気味ではありますがけれども、3月末の開館という部分に向けては、変更なくスケジュールどおり進めていける状態になっております。

山本委員 何年か前に今の図書館で、うちはレシートの裏側の広告とか、あと雑誌のスポンサーとか、そういうのがあったんですけど、それは建物が変わっても引き継がれるのか、また新たな形での契約ということになるのか、その辺のスポンサー制度について教えてください。

図書館共創交流局参事 今おっしゃっていただいたレシートのスポンサー、雑誌のスポンサーについては、新図書館に移転しても同じような形で進めていくことになります。

山本委員 ぜひいろいろPRして、いろんなところからスポンサーを取られるのがいいのかなと思っています。

図書館共創交流局参事 努力してまいりたいと思います。

寺岡教育長 その他はございませんでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他

【概要】 ※令和7年10月定例教育委員会の開催日程について、令和7年10月30日（木）17:30より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和7年9月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

-
- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。